

INTERVIEW

日本弁理士会東海会会長 奥田 誠氏

1983年、名古屋大学大学院工学修士。日本特殊陶業（株）研究所・知的財産部に勤務。1993年、弁理士登録。2006、07年、日本弁理士会常議員2009、18年、日本弁理士会東海支部副支部長。2019年日本弁理士会東海会会長。

——東海支部から東海会へと変わりましたが。

奥田 日本弁理士会は全国をカバーする単一組織です。今まで日本弁理士会は、全国を9つの地域に分け、東海支部などの各支部が担当地域を管轄していました。

このため、実際には、愛知、岐阜、三重、静岡、長野の5県という広い地域で、「東海支部」が主体的に、日本弁理士会としての多様な活動を行っているにもかかわらず、「東海支部」や「東海支部支部長」と聞くと、どうしても、本部からの指示で活動する単なる一地方組織やその担当責任者に過ぎないようにイメージされる傾向がありました。

そこで、各地域会が、管轄する地域に対する、日本弁理士会の活動の責任ある活動主体であることを明確にするべく、本年4月より、日本弁理士会の東海支部を「東海会」に改めて活動を開始しました。

——弁理士業界を取り巻く環境は。

奥田 環境は厳しくなっていると感じます。アメリカは順調に特許出願等の件数を増やしています。それにもまして、中国は成長が著しく、特許出願数は2017年で約135万件に上っています。今年はおそらく200万件近くになるでしょう。これに対し日本の特許出願は、むしろ減っており、2017年で32万件程度と圧倒的に少ないです。

加えて、弁理士会に登録している弁理士数は約1万1000人であり、平成5年頃に比して、2.5倍以上になっています。一時期、弁理士試験の合格者数を大幅に増やしたためです。これらの要因が重なり、一人当たりの弁理士業務の減少につながっています。

——環境を打破するために行うことは。

奥田 知的財産の取得は、一言で言えば「転ばぬ先の杖」です。多くの方が知的財産につ